

森林組合の事業・経営動向

——第24回森林組合アンケート調査結果から——

(財) 農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資するため、農村金融研究会は(株)農林中金総合研究所の委託を受け、農林中央金庫と連携して、毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下、2011年度に101組合を対象に実施した「第24回森林組合アンケート調査」の概要を、同調査の特設項目である「員外利用の動向」「素材の販売方法・流通経路の動向」「施業集約化の現状と目標」を中心に紹介する。

1 調査対象組合の概況

調査対象101組合の平均像(概数)は、管内森林面積約5万ha(うち組合員所有林2万4千ha)、組合員3,500名、常勤理事1名、内勤職員18名、直接雇用現業職員51名、などとなっている。これらの指標は、全国組合の平均のおおむね1.3~1.7倍程度であるが、変動係数にみられるとおり、対象101組合間でもかなりの格差がある(第1表)。

対象組合は、毎年数組合の入れ替えがあるため、厳密な時系列の比較はできないが、直接雇用現業職員数について、造林・伐出別に3年間の推移をみると、伐出担当職員は2011年には反転増勢に転じるとともに、造林担当職員は減少に転じた(第1図)。

2010年度の組合決算は、前期改善した収支が、再び減益になった(第2表)。これ

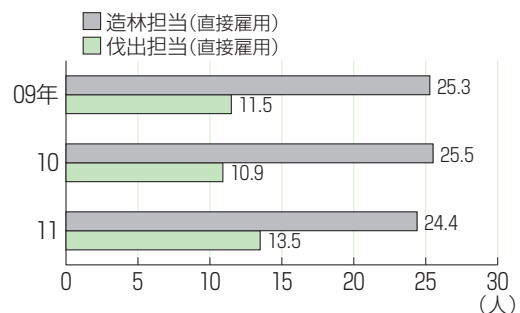
第1表 対象組合の概況

(単位 ha, 人)

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	49,833.5	0.69	35,705.3	1.4
組合員所有林	23,782.0	0.73	15,930.4	1.5
組合員数	3,515.8	0.81	2,277.8	1.5
常勤理事数	1.0	0.51	0.7	1.5
内務職員数	17.6	0.69	10.4	1.7
直接雇用現業職員数	50.7	1.00	38.6	1.3

資料 全国組合は「平成21年度森林組合統計」(林野庁)
 (注) 全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数(事務員を除く) 変動計数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第1図 造林・伐出別の平均現業職員数の推移



(注) 回答組合数は101。

第2表 経常収支

(単位 千円, %)

		10年度	前年度比増減率	
			09	10
取扱高	指導	5,317	30.5	△5.8
	販売	164,073	△8.5	16.6
	加工	221,241	△6.5	10.7
	森林整備	400,193	6.3	0.9
収支	事業総利益	143,984	2.7	△4.6
	うち指導	△276	△66.2	38.6
	販売	28,284	△8.0	14.8
	加工	14,674	△13.7	0.3
	森林整備	105,725	7.3	△7.1
	事業管理費	129,136	△1.5	△3.1
	事業利益	14,848	51.7	△15.3
	事業外損益	1,864	-	-
	経常利益	16,712	45.4	△11.5
	特別損益	△1,122	-	-
税引前当期利益	15,590	43.8	△11.5	

(注) 集計組合は101。

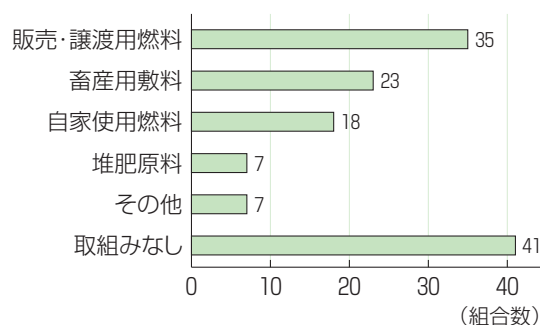
は主として、森林整備部門の大幅な収益性低下によるものである。ヒアリングによれば、補助事業による切捨間伐の縮小と、相対的に益率の低い利用事業へのシフト、また公共事業の入札における競争激化などが背景であった。

前回の調査から、組合の木質バイオマスへの取組みを質問しているが、今回調査では全体の58%の組合に木質バイオマスの取組みがあった。その中では「販売・譲渡用燃料」が最も多く(第2図)、その中心をなすのは、家庭用の薪の販売であった。

2 員外利用の動向

現在森林組合系統では、組合事業における組合員優先(本業優先)の考え方を進めようとしていることから、調査対象組合に

第2図 木質バイオマスへの取組み
(該当項目すべて)



(注) 回答組合は101。

における員外利用の実態について調査した。なお本稿では、森林組合法第9条第9項において員外利用制限規定の適用を受けないこととされている者(国・地方公共団体等)との取引も員外利用に含めている。

(1) 事業取扱高の半分近くを占める 員外利用

組合事業のうち、販売部門における「林産事業」、森林整備部門における「森林整備事業」「利用事業」、及び加工部門における「加工事業」について、部門別に総取扱額と、員内・員外の内訳を調査した。その結果は第3表のとおりである。

主要事業別の員外比率(森林組合法第9条第9項の者を含む)は、事業のボリュームが最も大きい「森林整備事業」が51.0%で最も高く、次いで大きい「林産事業」は32.2%で最も低い。4事業を単純に合計すると、員外比率は45.4%となるが、事業によって、組合にとっての売上であったり、仕入であったりするなど、性格の違うものが混在した数値であることに留意されたい。

員外利用の相手先については、「員外の

第3表 主要事業別の員内・員外利用割合(平均)

(単位 千円, %)

	林産事業 (利用間伐含む)	森林整備部門		加工事業 (組合の原木調達)
		森林整備事業	利用事業	
全体	110,455.4	255,896.2	107,894.2	72,996.7
うち員内	74,909.7	125,467.0	59,670.1	39,007.2
員外	35,545.7	130,429.2	48,224.1	33,989.5
員外比率	32.2	51.0	44.7	46.6

(注) 表中の「員外」は、森林組合法第9条第9項に掲げる者(国・地方公共団体等)を含む数値
回答組合数は99、「森林整備事業」のみ98。

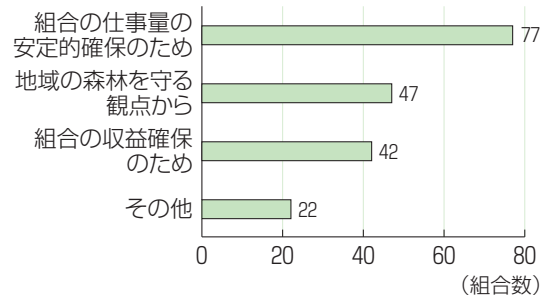
民間森林所有者」と回答した組合が最も多く、回答組合の73%を占めたが、次いで「森林総合研究所」(旧緑資源機構からの承継分)65%、「組合員でない地方公共団体」が57%、「国」が50%であった。ただし、この数値は回答組合数の割合であって、業務量の割合を示すものではないことに留意されたい。

(2) 組合運営上も地域森林を守る観点からも欠かせない員外利用への取り組み

組合における員外利用の位置づけを質問したところ、「仕事量の安定的確保のため必要」とする意見が全体の77.8%と、際立って多かった。「地域の森林を守る観点から」がそれに次いで47.5%、「組合の収益確保のため」が42.4%であった(第3図)。このように、過半の組合で組合運営に必要なと認識されており、とりわけ年間を通じた雇用を維持するために、一定の業務量を確保することが、運営上の課題となっていることが窺われる。

ヒアリングによれば、たとえ組合員でなくても森林施業を依頼されれば、地域の森

第3図 組合における員外利用の位置づけ(2つ以内)



(注) 回答組合は99。

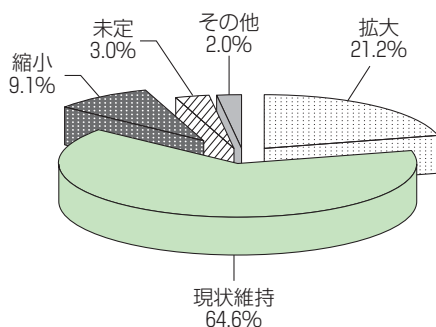
林を守る観点から引き受けたい、との意見があった。

また、森林総合研究所や森林整備法人(県の森林公社等)による分収林についても、地域の森林維持にとって不可欠の存在になっており、その施業を森林組合が行っているケースや、員外である一般民間企業が森林整備に取り組む「企業の森」についても、実際の施業や日常管理を組合が受託している例もあった。

(3) 一部組合には拡大志向もみられる員外利用への方針

員外利用への組合の方針は、「現状維持」が64.6%で最も多いが、「拡大」を志向する組合も21.2%存在する(第4図)。「拡大」方

第4図 員外利用への方針



(注) 回答組合は99。
端数整理のため合計は100%にならない。

針の組合のなかには、長年員外利用について一定の位置づけがされてきたので、その抑制指導には戸惑いを感じる、という意見もあった。また、「拡大」の方針は掲げても、主として森林総合研究所や林業公社等の機関造林の受注を想定したもので、該当機関の予算手当て次第で、実際に拡大できるかどうかは不透明とする組合もあった。

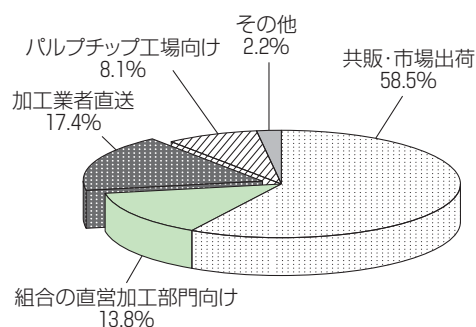
3 素材の販売方法・流通経路の動向

森林組合から加工業者への素材の直送販売が、引き続き増加傾向にあるとみられるので、森林組合における最近の素材販売の取引状況や、組合としての位置づけ・方針等を調査した。

(1) 素材出荷に占める直送販売の割合は徐々に拡大

組合の素材出荷数量を、販売形態別に尋ねたところ、全体の58.5%は「共販・市場出荷」であり、加工業者直送は数量ベースで17.4%となった（第5図）。

第5図 販売形態別の素材出荷量の割合



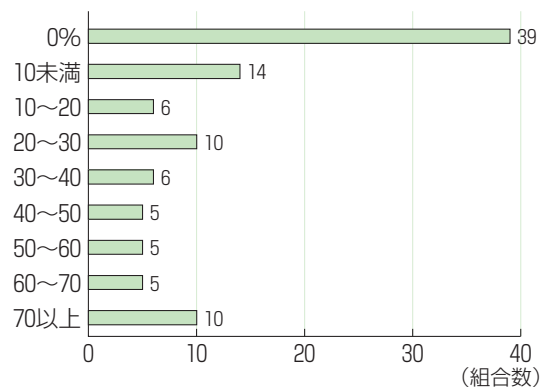
(注) 回答組合は100。

回答組合のうち直送がゼロの組合は39%で、6割以上は直送を実施していることになる。2007年の調査では、直送実施組合は50.5%だったので、直送取引が徐々に拡大している様子が窺われる。ただ、直送実施組合でも、直送割合が「10%未満」の組合が14%の一方、「70%以上」の組合が10%であるなど、ばらつきが大きい（第6図）。

また、加工業者直送分について、仕向け先工場の種類（主たる製造品目）別出荷量を質問したところ、一般製材品が半分以上を占め、合板は4割弱であった（第7図）。

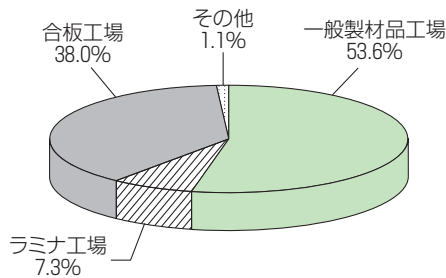
ただし、東北、北陸、中国地方においては、合板工場向けが過半を占めるなど、地

第6図 直送割合別組合数



(注) 回答組合は100。

第7図 直送先の製造品目別出荷量



(注) 回答組合は61。

域性がみられた。直送先工場の規模は、年間原木消費量5万㎡以下が半分弱の49.2%、5万㎡超が約3分の1の37.7%であり、特に10万㎡超は26.2%と4分の1強を占めている。

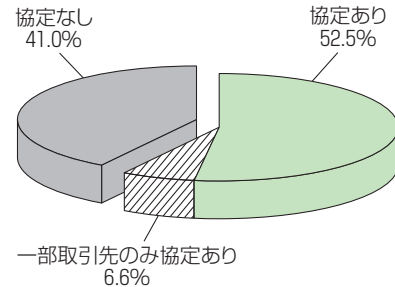
直送販売にあたっての仲介業者を尋ねたところ、「県森連」を挙げる組合が全体の73.3%で最も多く、次いで「仲介業者を介さない直接取引」が47.5%であった。

(2) 直送先との出荷協定は約6割の組合で締結

直送先との間で出荷協定を結んでいる組合は、「一部取引先のみ」を含め直送実施組合の59.1%である(第8図)。協定される事項は「数量」が最も多く、協定実施組合の69.4%に該当し、それに次いで、「規格」「期間」「単価」が続く。ただ、協定違反の場合のペナルティについては、回答組合の74.3%に定めがなく、関係者が協議しつつ柔軟に運用しているものとみられる。

協定に対する組合の評価としては、「価格の維持・向上に役立つ」が47.2%、「出荷量の安定に役立つ」が41.7%の組合であった。

第8図 出荷協定の有無



(注) 回答組合は61。端数整理のため合計は100%にならない。

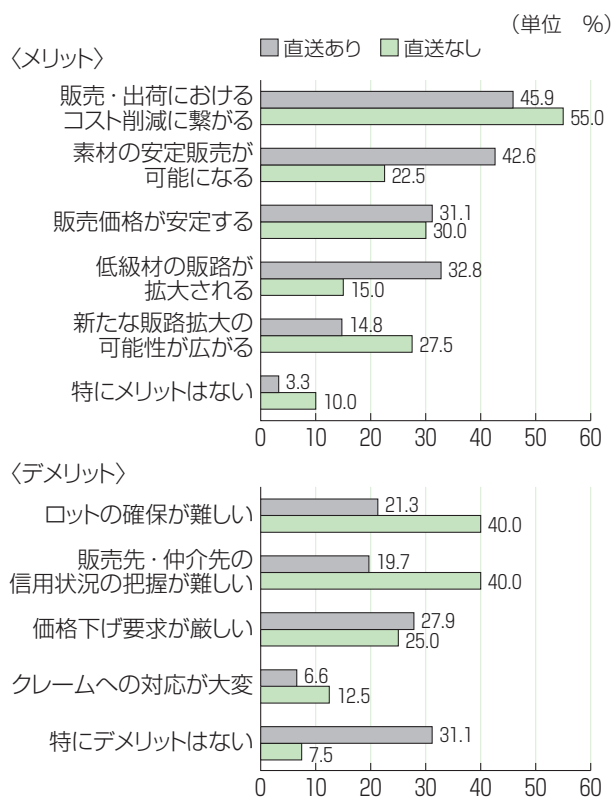
(3) 「販路拡大」から「コスト削減」「安定販売」にシフトする直送取引への評価

直送のメリットとデメリットを、直送実施の有無にかかわらず全組合に尋ねたところ、メリットとしては「コスト削減」を挙げる組合が45.5%で最も多く、「安定販売」(34.7%)「価格安定」(31.7%)がそれに続いた。デメリットの方は、「ロットの確保」(29.7%)「信用状況の把握」(27.7%)「価格下げ要求」(26.7%)の3つが大きかった。

第9図により、組合の直送に対する認識を、実際の直送取引の有無別にみると、「安定販売」や「低級材の販路拡大」などについては、直送実施組合の方が高く評価しているのに対し、「新たな販路拡大」は未実施組合の期待が高い。また、デメリットについては、「ロットの確保」「信用状況の把握」などが、未実施組合において強く認識されている。

2007年実施の調査で行った、同じ選択肢のある質問項目への回答と比較すると、直送実施の有無にかかわらず全組合を対象とした数値で、順位が低下した項目は「低級

第9図 直送取引の有無別にみた直送のメリット・デメリットの認識



(注) 回答組合は「直送あり」61、「直送なし」40。

材の販路拡大」(1位→4位)「新たな販路拡大」(2位→5位), 逆に上昇した項目は「販売・出荷コスト削減」(5位→1位)「安定販売」(4位→2位)である。

また直送実施組合においては, 「販売価格安定」の回答割合が43.1%から31.1%に低下し, 「価格下げ要求が厳しい」がゼロから27.9%へと増加している。これらの変化は, 直送取引を巡るその後の環境変化を示すものとして, 注目される。

4 施業集約化の現状と目標

わが国林業においては, 小規模森林所有

者が多いことから, 複数所有者の森林を集約化し, 路網を整備して, 機械を駆使した効率的施業を行うことにより, 低コストの利用間伐を推進することが, 森林組合系統の最優先課題と位置づけられている。このアンケートにおいても, 前回に続き施業集約化における組合の現状等を調査した。

(1) 集約化合意形成の作業負荷は森林境界の確定状況により差が出る

2010年度以降に実施した施業集約化案件のうち, 各組合ごとに選んだ適宜の1件における, 合意形成の作業負荷を集計・平均したところ, 案件面積 (ha) 当たりでは「境界確認」に0.48人日/ha, 「境界確認以外で集約化提案から契約締結までに要したもの(以下「その他」)」に0.35人日/haを要していた。また, 森林所有者1人当たりでは, 「境界確認」に1.76人日/人, 「その他」に1.29人日/人を要していた(第4表)。なお, 該当案件のない組合が, 全体の約4分の1を占めている。

対象となる76案件のうち, 国土調査等により森林境界が確定済の案件は約3分の1に留まった。

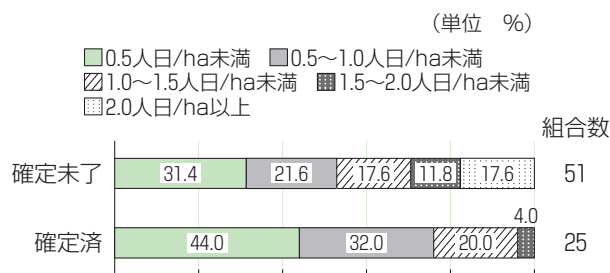
「確定済み」案件と「確定未了」案件で, 面積当たりの平均負荷を比べると, 境界確定に関する負荷が, 「確定未了」では1.07人日/ha, 「確定済み」では0.11人日/haと, 大きな開きが出た。また境界確定以外の負荷においても, 「確定未了」では0.73人日/ha, 「確定済み」では0.11人日/haとなった。案件数割合で境界確定負荷を比較すると,

第4表 施業集約化にあたっての組合職員負荷(人・日)

	(単位 人・日)		
	1組合 当たり (a)	1ha 当たり (a)/(b)	森林所有者 1人あたり (a)/(c)
集約化に向けた合意形成に要した負荷			
森林境界の確認のために要したものの	62.7	0.48	1.76
上記以外で、集約化提案から契約締結までに要したものの	46.0	0.35	1.29
合計	108.7	0.82	3.05
対象案件の平均面積(b)	132.0ha		
対象案件を構成する平均森林所有者数(c)	35.6人		

(注) 2010年度集約化実施案件のうち、各組合ごとに選んだ適宜の案件の平均値
 回答組合は「森林境界の確認のために要したもの」76、「上記以外で、集約化提案から契約締結までに要したもの」75

第10図 国土調査等の実施状況別にみた面積当たりの境界確定負荷



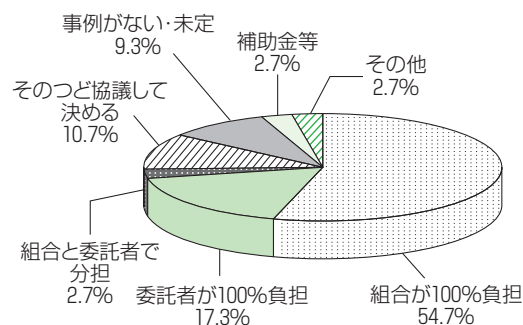
(注) 回答組合は76。

「確定済み」案件では76.0%が1.0人日/ha未満で済んでいるのに対し、「確定未了」案件では52.9%に留まっている(第10図)。

(2) 施業集約化で損失発生の場合 組合の負担による処理が多い

施業集約化に伴う損失発生の際の負担方法は、「組合が100%負担」が54.7%と過半を占めた。委託者側が一部ないし全部を負担する組合は20.0%であった。また、「その他」欄に自由記入されたものでは、「そのつど協議して決める」「事例がない・未定」と分類されるものが、それぞれ1割前後みられた(第11図)。損失負担方法の契約書の記載については、8割超の81.3%の組合

第11図 施業集約化で損失発生の際の負担方法



(注) 回答組合は75。
 端数整理のため合計は100%にならない。

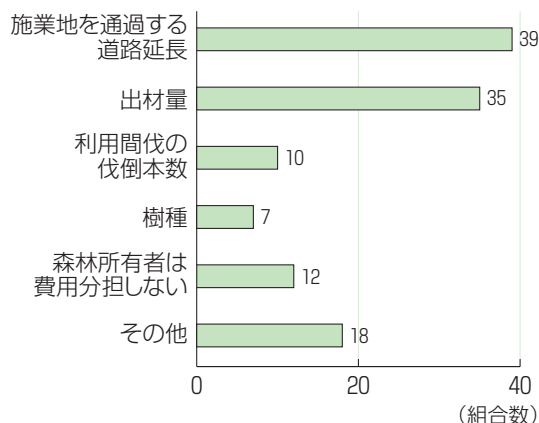
で「記載なし」との回答であった。

(3) 路網作設に対する森林所有者の費用分担基準は「道路延長」「出材量」が中心

路網作設に対する森林所有者の費用分担の算定基準について質問したところ、「施業地を通過する道路延長」が52.0%、「出材量」が46.7%で、特に多かった。また、「森林所有者は費用負担しない」との回答も16.0%存在した(第12図)。

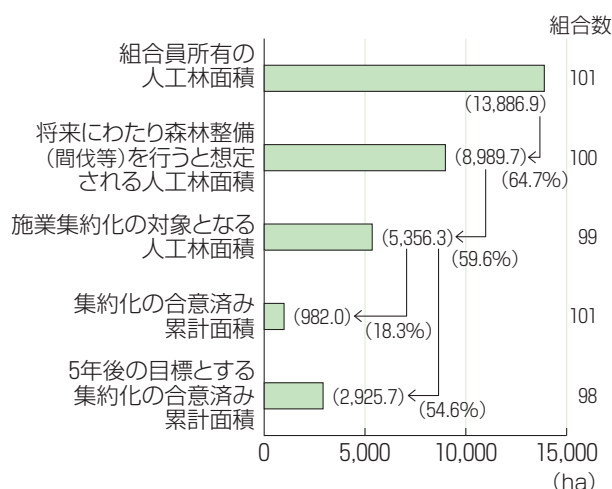
「その他」欄に自由記入された回答も24.0%あり、その中では「森林所有面積」「受益面積」など、「面積」の要素を挙げる

第12図 路網作設に対する森林所有者の費用分担の算定基準
(該当するものすべて)



(注) 回答組合は75。

第13図 施業集約化の対象面積と進捗状況



(注) ()内は回答組合の平均。

組合が11組合(全体の14.7%)あった。

(4) 組合間で差異のある施業集約化への取組み状況

「組合員所有の人工林面積」は1組合平均13,886.9haであるが、そのうち今後「森林整備を行うと想定される人工林面積」は、64.7%に相当する、1組合平均8,989.7haである。そのうち「施業集約化の対象となる人工林面積」は、その59.6%である1組合平均5,356.3ha。さらにその面積のうち2010年度末で「施業集約化の合意済み累計面積」は、1組合平均982.0haで、「集約化の対象となる面積」のうち18.3%になる。

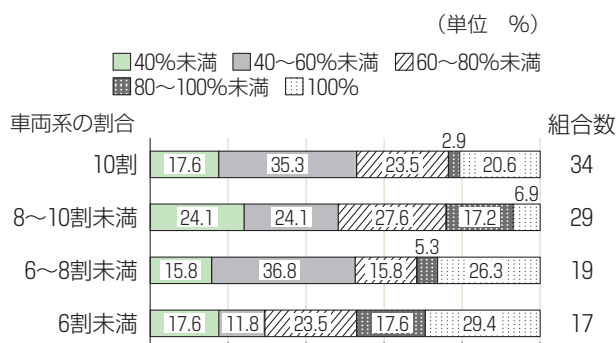
「5年後の目標とする集約化合意済み累計面積」は、1組合平均2,925.7haで、「施業集約化の対象となる人工林面積」に占める割合は54.6%である。この5年後目標面積に対し、すでに施業集約化の合意済みとなった面積は、上記のとおり982.0haであり、その割合、つまり目標進捗率は33.6%とい

うことになる。ただしこれらの割合は、組合間のばらつきが大きい(第13図)。

施業集約化対象森林における集材施業の方法として、「車両系」(林道・作業道などの路網を敷設してグラップル、トラクター類等を使用)と「架線系」(スイングヤード、架線集材機等を使用)の面積割合を質問したところ、平均で「車両系」7.9割、「架線系」2.1割となった。施設集約化の対象となる人工林面積のうち7割以上が車両系によるという組合数が全組合の79.8%を占め、10割とする組合も34.3%にのぼる。

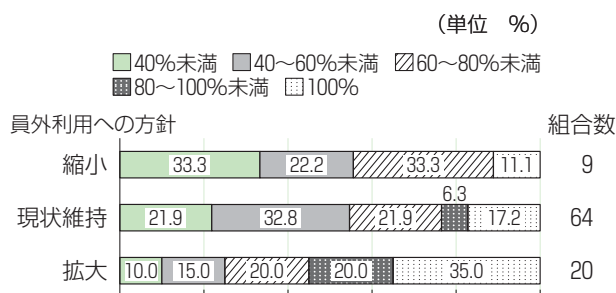
車両系による面積割合別に、「森林整備対象面積に占める集約化対象面積の割合」をみると、車両系面積が6割未満の組合において最もその割合が高い(第14図)。ヒアリングによれば、架線系の施業が求められる地域は、山奥の、元々林業が盛んな土地柄の所が多く、集約化に対する理解が進んでいたが、今後市街地近郊の、林業のウェイトが相対的に低い地域の集約化をどう

第14図 森林整備を行う面積に占める集約化対象面積割合(車両系割合別)



(注) 端数整理のため合計は100%にならない。

第15図 森林整備を行う面積に占める集約化対象面積割合(員外利用方針別)



(注) 端数整理のため合計は100%にならない。

進めるかがむしろ課題になろう、とのことであった。

員外利用への方針が、拡大か縮小か現状維持かによって、集約化動向の違いをみると、集約化対象面積割合は、「拡大」方針の組合に割合の高い組合が多かった(第15図)。

員外利用「拡大」の組合においては、組合事業における組合員優先の考え方を進め

ながら、さらに員外利用にも取り組んでいくことがうかがわれる。

おわりに

森林組合、林業の諸課題についての意見等に関する、自由記入欄を設けたところ、37組合から意見・要望等が寄せられている。「森林・林業再生プラン」の実施を控えた時期でもあったことから、林業政策について、地域の実情の即した運用を求める意見、また補助制度の簡素化等の改善を求める意見が多くみられた。

2でみたとおり、員外利用の問題をひとつ取り上げても、そこには様々な背景や事情が存在し、一律の基準では論じられない状況がうかがえる。また、3でみた素材の直送取引、4でみた施業集約化への取組みにおいても、トータルでは一定の進展はみせているものの、組合を巡る環境や、組合における考え方、進捗度など、組合によるばらつきは大きい。

新たな政策の実施にあたっては、こうした森林組合の置かれた現状を十分にふまえ、また個々の組合における状況の違いも織り込んだ、きめの細かい対応が求められるよう。

(むろ たかあき)